

加算の届出に係る添付書類一覧(地域密着型サービス)

北区福祉部介護保険課事業者支援係 令和8年9月

加算算定の届出においては、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の提出のほか、下記の表のとおり添付資料を提出してください。

※添付書類の提出がない場合や、加算要件を満たしていないと区が判断した場合は、算定が認められないことがあります。

※区が必要と判断した場合は、下記以外の算定の根拠となる資料の提出を求めることがあります。

夜間対応型訪問介護			
加算の種類		添付書類	添付書類の内容
24時間通報対応加算		要	別紙43及び次の書類 ①利用者の状況を把握できる書類 ②オペレーションセンターでの対応記録用紙
認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)		要	別紙12及び次の書類 ①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(届出する日の属する月のもの) ②算定要件に該当する研修の修了証の写し ③利用者名簿(利用者氏名・被保険者番号・日常生活自立度を記載したもの)(任意様式)
サービス提供体制強化加算	加算Ⅰ	要	別紙14及び次の書類 ①「参考計算書(A)有資格者の割合の計算用」または「参考計算書(C)継続勤務職員の割合の計算用」 ②資格者証の写し ③勤続年数要件による算定の場合は勤続年数がわかる書類(在職証明、労働契約書の写し(署名捺印がある部分含む)等) ④「別紙 サービス提供体制強化加算における算定の根拠となる書類」に示している添付書類 ※算定の根拠となる計算期間中の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の提出は必要ありませんが、事業所で適切に保管してください。区が必要であると判断した場合は、その提出を求めることがあります。
	加算Ⅱ	要	別紙14及び次の書類 ①「参考計算書(A)有資格者の割合の計算用」 ②資格証または実務者研修修了証の写し ③「別紙 サービス提供体制強化加算における算定の根拠となる書類」に示している添付書類 ※算定の根拠となる計算期間中の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の提出は必要ありませんが、事業所で適切に保管してください。区が必要であると判断した場合は、その提出を求めることがあります。
	加算Ⅲ	要	別紙14及び次の書類 ※①～④は該当する書類のみ提出 ①「参考計算書(A)有資格者の割合の計算用」 ②「参考計算書(C)継続勤務職員の割合の計算用」 ③資格証または実務者研修修了証の写し ④勤続年数がわかる書類(在職証明、労働契約書の写し(署名捺印がある部分含む)等) ⑤別紙 サービス提供体制強化加算における算定の根拠となる書類に示している添付書類 ※算定の根拠となる計算期間中の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の提出は必要ありませんが、事業所で適切に保管してください。区が必要であると判断した場合は、その提出を求めることがあります。
介護職員等処遇改善加算		要	詳細は北区公式ウェブサイトより確認 https://www.city.kita.lg.jp/socialcare-health/nursing/1018286/1001868/1025657.html